第十二項	標準後期高齢者支援金等課税総額（	一般被保険者に係る標準後期高齢者支援金等課税総額（
第十二項第一号	後期高齢者支援金等	一般被保険者に係る後期高齢者支援金等
第十二項第二号ロ	国民健康保険法	国民健康保険法附則第九条第一項の規定により読み替えられた同法
第十四項	後期高齢者支援金等課税額	一般被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額
	当該	一般被保険者である
	その	納税義務者の
	被保険者につき	一般被保険者につき
	とする	とする。この場合において、一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属するときは、当該世帯は一般被保険者の属する世帯とみなして、世帯別平等割額を算定するものとする
第十五項及び第十六項	被保険者	一般被保険者
	後期高齢者支援金等課税額を	一般被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額を
第十七項	被保険者の	一般被保険者の
第十八項第一号	被保険者	一般被保険者
第十九項	の後期高齢者支援金等課税額	又は附則第三十八条の二第五項の後期高齢者支援金等課税額（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第十四項の後期高齢者支援金等課税額と同条第五項の後期高齢者支援金等課税額との合算額）
第二十項第二号ロ	国民健康保険法	国民健康保険法附則第九条第一項の規定により読み替えられた同法
第二十八項	、第十四項	、第十一項、第十四項、第十九項
	及びその世帯に属する被保険者	一般被保険者である納税義務者及び納税義務者の世帯に属する一般被保険者
	の世帯に属する被保険者（	当該納税義務者の世帯に属する一般被保険者（
	第二十二項中	第十一項及び第十九項中「一般被保険者」とあるのは「世帯主以外の者のうち一般被保険者」と、第二十二項中

附則第三十八条の二第一項中「同条に規定する退職被保険者等所属市町村（以下この条において「退職者所属市町村」という。）」を「退職者所属市町村」に、「うち同条」を「うち前条」に、「前条の規定により読み替えて適用される第七百三条の四第四項の表の上欄」を「第七百三条の四第四項各号」に、「世帯主及びその」を「納税義務者及び納税義務者の」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第二項中「同条第四項」を「同条第四項各号」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　第一項の資産割額は、当該退職被保険者等に係る前条の規定により読み替えて適用される第七百三条の四第八項に規定する固定資産税額等（以下この項及び第七項において「固定資産税額等」という。）に、同条第四項第一号の資産割総額を当該退職者所属市町村における一般被保険者に係る固定資産税額等の合算額で除して得た率を乗じて算定する。

附則第三十八条の二第五項中「同条の規定により読み替えて適用される第七百三条の四第十三項の表の上欄」を「第七百三条の四第十三項各号」に、「世帯主及びその」を「納税義務者及び納税義務者の」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第六項中「前条の規定により読み替えて適用される第七百三条の四第十三項」を「第七百三条の四第十三項各号」に改め、同条第七項中「固定資産税額又は固定資産税額のうち土地及び家屋に係る部分の額」を「固定資産税額等」に、「前条の規定により読み替えて適用される第七百三条の四第十三項」を「第七百三条の四第十三項第一号」に改め、同条第九項中「世帯主及びその」を「納税義務者及び納税義務者の」に改め、「一般被保険者」を削る。

附則第三十八条の三を次のように改める。

（病床転換支援金等に係る国民健康保険税の特例）

第三十八条の三　高齢者の医療の確保に関する法律附則第二条に規定する政令で定める日までの間、第七百三条の四第一項、第二項及び第十二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項第一号	及び同法	、同法
	並びに	及び同法の規定による病床転換支援金等（次項及び第十二項第一号において「病床転換支援金等」という。）並びに
第二項第一号	介護納付金	病床転換支援金等並びに介護納付金
第二項第二号及び第十二項第一号	の納付に要する費用に	及び病床転換支援金等の納付に要する費用に

（航空機燃料譲与税法の一部改正）

第三条　航空機燃料譲与税法（昭和四十七年法律第十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中地方税法第七十二条の四十八、第七十二条の五十四、第七十二条の六十三の四第一項及び第二項並びに第三百四十九条の三第一項の改正規定並びに同法附則第九条の二及び第九条の二の二第一項の改正規定並びに同法附則第九条の三を削り、同法附則第九条の三の二を同法附則第九条の三とする改正規定並びに附則第七条第五項及び第七項並びに第四十六条（第四号に掲げる改正規定を除く。）の規定　公布の日

二　第一条中地方税法第十七条の六第二項及び第七十二条の二の二第八項の改正規定、同法第七十二条の二十六の改正規定（同条第二項及び第四項に係る部分を除く。）並びに同法第七十二条の四十三第四項の改正規定並びに同法附則第四十一条第二項の改正規定並びに附則第七条第二項及び第三項の規定　平成二十九年十月一日